

～グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業～ グリーン水素の製造、貯蔵・運搬、利用設備等の設置に対する補助を 新たに開始します

東京都では、エネルギーの安定供給の確保や脱炭素化に向け、都内における水素エネルギーの需要拡大・早期社会実装化に取り組んでいます。

特に、製造時もCO₂を出さない再生可能エネルギー由来の水素（グリーン水素）の活用事例を増やしていくことにより、一層の脱炭素化に貢献することが出来ます。

このたび、グリーン水素の製造、貯蔵・運搬、利用に係る各設備を設置した事業者等に、その費用の一部を補助する「グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業」を新たに開始します。

上限額の引き上げや対象設備の拡大など、事業者の皆様がさらに活用しやすいよう、現行の補助からリニューアルしましたのでお知らせします。

c

■ 事業概要

1 助成事業者

都内に事業所又は事務所を有する民間事業者（民間企業、学校法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人等）、区市町村等都内の地方公共団体

2 補助対象設備及び補助率等

補助対象設備	補助率※ ¹	上限額 引き上げ
グリーン水素製造設備 (都内／都外※ ²)	2/3	3 億円
グリーン水素貯蔵設備 NEW		
グリーン水素運搬設備		
純水素型燃料電池		
その他の水素利用設備※ ³ (専焼／混焼 NEW)	2/3 (混焼機器は 1/2)	3 億円 (混焼機器は 2 億 2,500 万円)

※¹ 国補助併給時には、助成対象経費から国補助額を差し引いた額に、都補助率を乗じた額とする。

※² 都外の設置は東京電力管内に限る。また、都内に水素製造量の 1/2 以上を供給すること。

※³ 水素燃料ボイラー、水素温水発生器、水素バーナー、水素燃料エンジン等。混焼機器には水素利用率の条件あり。

3 助成対象経費

設計費、設備費、工事費、諸経費

4 主な助成要件

- ・補助対象設備を都内（グリーン水素製造設備は都外も可）の事業所等において新たに設置すること。
 - ・グリーン水素や水素を利用する機器に関する普及啓発を実施すること。
- ※補助要件に関する詳細は要綱や手引き等をご確認ください。

5 事業期間

令和 7 年度から令和 11 年度まで（設備の設置・実績報告は令和 11 年 12 月 28 日まで）

6 令和 7 年度申請期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から申請に向けた相談を受け付けます。申請開始時期は、詳細が決まり次第、東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）の事業ホームページでお知らせします。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/green-hydrogen-equipment>

7 その他

本事業は、「再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業」をリニューアルし、後継事業として実施します。

■ 事業の相談・申請窓口

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

事業ホームページ：

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/green-hydrogen-equipment>

〒163-0817 東京都新宿区西新宿 2 - 4 - 1 新宿NSビル 17 階

電話 03-5990-5175（9 時から 17 時まで（土日祝祭日は除く。））

※電子メールによる申請も受け付けます。



本件は、「2050 東京戦略」を推進する取組です。
戦略 20 ゼロエミッション「水素エネルギーの社会実装化」

【問合せ先】＜事業の概要＞産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

電話：03-5388-3570

＜申込方法等＞公益財団法人東京都環境公社東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/green-hydrogen-equipment>

※問合せフォームからお問い合わせください。